

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについて

さいたま市教育委員会

1 指導要録上の出席扱いに係るガイドラインの趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受け、あるいは自宅でICT等を活用した学習活動を行い、社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者がいる。このような児童生徒の努力に対し、一定の要件を満たす場合に、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。

この取扱いについては、義務教育段階の不登校児童生徒及び高等学校の不登校生徒が、学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別紙1によるものとし、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別紙2によるものとする。

なお、このガイドラインは、当該児童生徒が実施した、学校外の公的機関やフリースクール等での活動及び自宅におけるICT等を活用した学習を、指導要録上の出席扱いとして校長が総合的に判断するための目安を示すものである。よって、この目安によるほか、学校は不登校児童生徒の懸命の努力に対し適切な判断を行うこととする。

2 留意事項

- (1) 別紙1「Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について」では、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではないこと。
- (2) 別紙2「Ⅱ 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について」では、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、不登校が必要な程度を超えて長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要であること。
- (3) 学校外の公的機関やフリースクール等での学習活動について、学校が、その学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- (4) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えるよう努めること。
- (5) 上記の取扱いの指導要録の様式への記載については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所等を利用した学校外の施設名を記入すること。

3 参考資料

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月14日公布 平成29年2月14日施行)
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月31日 文部科学大臣決定)
- ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について (平成21年3月12日付け20文科初第1346号 文部科学省初等教育局長)
- ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について (通知) (平成31年3月29日付け30文科初第1845号 文部科学省初等教育局長)
- ・不登校等児童生徒への支援の在り方について (通知)
(令和元年10月25日付け 文部科学省初等教育局長)
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習の機会と支援の在り方について～」について (通知) (令和4年6月10日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)
- ・生徒指導提要 (令和4年12月 文部科学省)
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について (通知)
(令和5年3月31日付け4文科初第2817号 文部科学省初等中等教育局長)